小規模個人再生による不認可決定の取消及び小規模個人再生による再生計画認可

平成２６年（ソラ）第２０１号

兵庫県明石市魚住町長坂寺441番地の29
抗告人　森下　裕
1　主文　当裁判所が平成25年（再イ）第18号事件について平成26年12月15日にした再生計画不認可決定を取り消す。
2　主文　抗告人について、平成25年（再イ）第18号事件の再生計画を認可する。
3　理由の要旨　平成26年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
4　決定年月日　平成27年１月30日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号

大分市大字皆春1612番地の１　ヴェルディ皆春壱番館608
再生債務者　佐藤　義幸
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年３月３日まで
4　一般異議申述期間　平成27年３月17日から平成27年４月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第３７号

大阪市鶴見区安田１丁目２番55号
再生債務者　諏訪原義広
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年１月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月３日まで
平成27年２月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第４号

奈良県橿原市四分町287番地の５
再生債務者　宗川　泰也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年１月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年３月３日まで
平成27年２月３日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第９号

埼玉県大里郡寄居町大字赤浜2621番地６
再生債務者　市橋　茂樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年２月４日
さいたま地方裁判所熊谷支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２６年（再ロ）第１１号

さいたま市中央区円阿弥５丁目８番50－G112号
再生債務者　梁谷　弘史
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成27年２月４日
さいたま地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。
効力発生日は平成二十七年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年三月二十三日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月四日
掲載頁　八十一頁（号外第一五一号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十七年二月十三日
茨城県日立市宮田町三四八四
（甲）株式会社日昭丸運
代表取締役　加藤　義春
茨城県日立市宮田町三四八四
（乙）有限会社大和運輸
代表取締役　加藤　義春

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することいたしました。
効力発生日は平成二十七年四月一日であり、甲は乙、丙、丁及び戊の株主総会の承認決議は平成二十七年二月十日に終了しております。
また、存続会社である甲は効力発生日をもって商号を古河電池販売株式会社に変更いたします。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月八日
掲載頁　六十一頁（号外第一五三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月二十七日
掲載頁　一〇六頁（号外第一四五号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月四日
掲載頁　五十三頁（号外第一五一号）
（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月十一日
掲載頁　二一一頁（号外第一五六号）
（戊）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月二十九日
掲載頁　七十九頁（号外第一六八号）
平成二十七年二月十三日
東京都品川区上大崎四丁目五番三七号
（甲）東日本古河電池販売株式会社
代表取締役　大野　克直
仙台市青葉区国分町三丁目六番一号
（乙）北日本古河電池販売株式会社
代表取締役　飯田　聡
名古屋市中川区小本一丁目一番八号
（丙）中部古河電池販売株式会社
代表取締役　田口　仁
大阪市都島区東野田町四丁目一番一七号
（丁）西日本古河電池販売株式会社
代表取締役　木村　尚之
福岡市中央区渡辺通一丁目一番一号
（戊）九州古河電池販売株式会社
代表取締役　嶋崎　健二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。
効力発生日は平成二十七年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日本経済新聞
掲載の日付　平成二十六年六月二十七日
掲載頁　二十八頁
（乙）掲載紙　日本経済新聞
掲載の日付　平成二十六年六月二十七日
掲載頁　二十八頁
平成二十七年二月十三日
東京都千代田区紀尾井町三番一三号
（甲）株式会社文藝春秋
代表取締役　松井　清人
東京都千代田区紀尾井町三番一三号
（乙）大幸商工株式会社
代表取締役　古田　維

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。
効力発生日は平成二十七年四月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十二月二十五日
掲載頁　一一六頁（号外第二九〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年一月九日
掲載頁　五十五頁（号外第五号）
平成二十七年二月十三日
東京都中央区東日本橋三丁目三番一一号
（甲）アキラプロダクツ株式会社
代表取締役　堀江　孝男
東京都中央区東日本橋三丁目三番一一号
（乙）ＡＭＣ株式会社
代表取締役　中川　崇